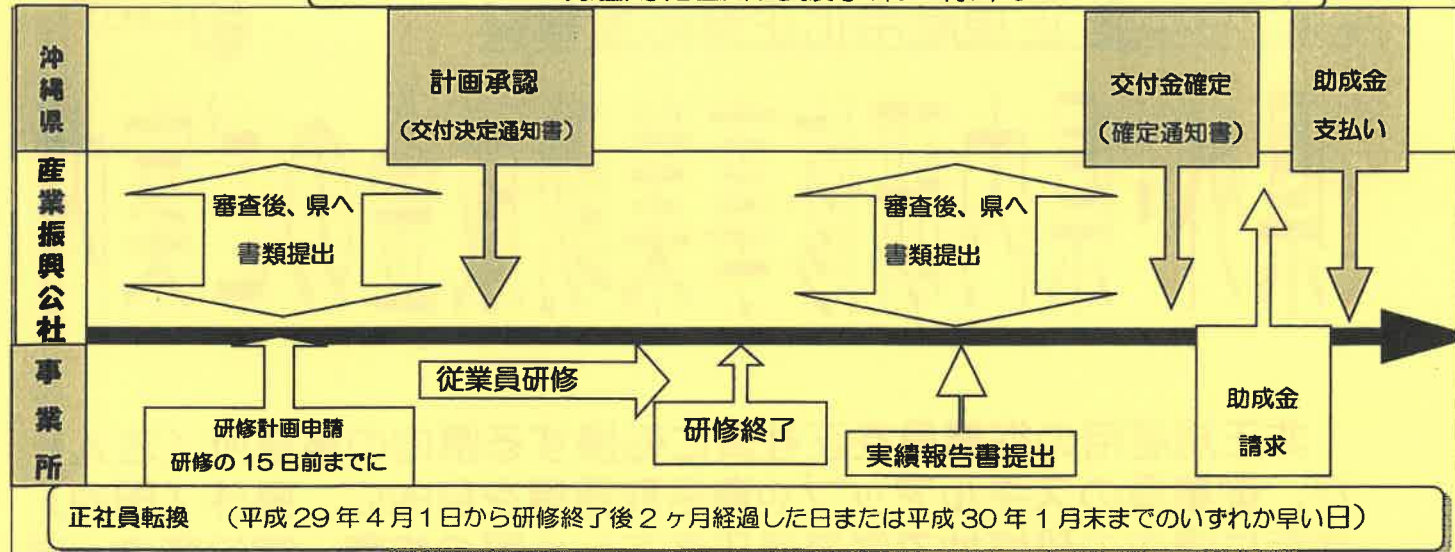


沖縄県委託事業

正規雇用化企業応援事業 標準フロー



助成対象経費および助成額

- (1) 助成対象経費: ①交通費(県内勤務地から研修地までの一往復分の航空運賃、車賃)ただし、通勤費は除く
②宿泊費(室料、家賃、寮費、共益費及び礼金)
- (2) 助成対象人数: 正社員へ転換した人数以内 ※研修者は、正社員転換者以外の社員も対象となります。
- (3) 助成額: 助成対象経費の4分の3の額 又は研修期間ごとの下記助成限度額(一人当たり)のいずれか低い額

研修期間	2週間以上 1ヶ月未満	1ヶ月以上 2ヶ月未満	2ヶ月以上 3ヶ月未満	3ヶ月以上 4ヶ月未満	4ヶ月以上 5ヶ月未満	5ヶ月以上 6ヶ月未満	6ヶ月以上
助成限度額	10万円	15万円	20万円	25万円	30万円	35万円	40万円

※研修初日及び最終日は、いずれも実際に研修を行う日とします。(実際に研修を行わない移動日などは、研修期間にカウントしません。)

その他の助成対象要件

- 研修者にかかる研修中の給与は、雇用されている事業所で負担していること。
- 申請日より過去6ヶ月以内に会社都合による離職者がいないこと。※雇用保険法の特定受給資格者に該当する理由による離職者がいないこと。
- 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する団体)又は暴力団と関係する事業所でないこと。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第4項に規定する接待飲食等営業(同条第1項第1号又は第2号に該当するものに限る。)、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11号に規定する接客業務受託営業(接待飲食等営業又は店舗型性風俗特殊営業を内容とするものに限る)を行う事業所でないこと。

なお、申請される研修者や正社員転換者について、国(キャリアアップ助成金等)、県、市町村による助成金を活用する場合には、併給の確認が必要となりますので、助成事業名や内容をお知らせください。

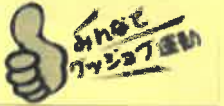
※申請書類の提出は、原則として研修開始の15日前までとなりますので、お早めにご相談ください。



公益財団法人 沖縄県産業振興公社
産業振興部 産業振興課 担当:山城・山本・島尻
TEL 098-859-6239
〒901-0152 那覇市小禄1831-1 沖縄産業支援センター4階

※詳しくは、公社HPをご覧ください。 <http://okinawa-ric.jp/>
また、平成29年度 申請様式をダウンロードできますので、ご利用ください。

平成29年度 正規雇用化企業応援事業



県外・県内研修事業助成金のご案内

非正規雇用の従業員を正社員に転換する県内の事業所(法人)が、従業員のスキルアップや資格取得等を目的に、県外(国内)または県内の研修地で従業員研修を行う際の旅費、宿泊費の一部を助成します。

【助成内容】

- (1) 助成対象期間: 平成29年4月から平成30年1月31日まで
- (2) 助成対象事業: 県内外で行う連続した2週間以上の研修事業
※研修先は同一法人の本店、支店でも対象となります。
- (3) 助成対象経費: ①交通費(通勤費は除く) ②宿泊費
- (4) 助成対象人数: 正社員へ転換した人数以内
※正社員転換者以外の社員が、研修を行う場合も対象となります。

【主な要件等】

- (1) 雇用保険適用事業所設置届を県内で提出している法人
- (2) 雇用期間が6ヶ月以上の非正規従業員を正社員に転換すること
(転換期間: 平成29年4月1日から研修終了後2ヶ月経過した日または平成30年1月末までのいずれか早い日まで)
- (3) 正社員登用制度が記載された就業規則等があること

助成金
10万円～
40万円

事業獲得のため、研修先で業務ノウハウを修得させたい!

支社から本社へ研修に行かせたい!

研修者は正規転換した人以外もOK!



公益財団法人 沖縄県産業振興公社
産業振興部 産業振興課
〒901-0152 那覇市小禄1831-1 沖縄産業支援センター4階
TEL 098-859-6239

ジョブたん

予算には限りがあり、年度途中でも事業が終了する場合がございます。また、申請された助成金額(様式第1号)を調整させていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。